

令和2（2020）年度
中山間地域等直接支払交付金の実施状況



令和3（2021）年6月

栃木県農政部

【令和2（2020）年度実施状況の概要】

- 1 第5期対策の1年目となる令和2年度は、知事特認地域の変更に伴い、交付金を交付した市町村数は1増加（市貝町）し、12市町であった。
- 2 集落協定（130協定）と個別協定（4協定）を合計した協定数は134協定で、前年度から集落協定が81協定、個別協定が2協定減少した。
- 3 事務広域化による協定の統合が3市町で実施された（塩谷町、那珂川町、市貝町）。
- 4 那珂川町が県内で初めて棚田地域振興法に基づく活動計画を策定し、認定を受けた。
- 5 交付面積は、前年度と比較して128.9ha減少（集落協定35.5ha、個別協定93.4ha）し、2,060haであった。
- 6 体制整備単価は、第5期対策から「集落戦略の策定」に1本化され、県内では、130の集落協定のうち、120の集落（92%）が体制整備単価を選択した。

目 次

- 1 交付市町村数
- 2 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）対象地域
- 3 協定数
- 4 交付面積
- 5 交付金額
- 6 集落協定の概要
- 7 集落協定の基本的事項の実施状況（全協定）
 - (1) 農業生産活動等の実施状況
 - (2) 多面的機能を増進する活動の実施状況
- 8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施状況（体制整備単価協定）
- 9 加算措置への取組
- 10 令和2（2020）年度中山間地域等直接支払交付金実施状況一覧表

1 交付市町村数

第5期対策の1年目となる令和2年度に交付金を交付した市町村数(以下「交付市町村数」)は12市町で、対象農用地を有する15市町村数の80%であった。

表1 交付市町村数

管内	市町村名	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	備 考
河内	宇都宮市	-		知事特認変更により対象地域に追加
上都賀	鹿沼市	○	○	
	日光市	○	○	
芳賀	茂木町	○	○	
	市貝町	-	○	知事特認変更により対象地域に追加
	益子町			
下都賀	栃木市			
塩谷南那須	矢板市	○	○	
	さくら市	-		知事特認変更により対象地域に追加 対象農用地なし
	那須烏山市	○	○	
	塩谷町	○	○	
	那珂川町	○	○	
那須	大田原市	○	○	
	那須塩原市	○	○	
	那須町	○	○	
安足	佐野市	○	○	
	足利市			知事特認変更により対象地域に追加 対象農用地なし
対象地域を有する市町村数		14	17	上記の市町村
対象農用地を有する市町村数①		13	15	上記の市町村のうち、さくら市、 足利市を除く
促進計画策定市町村数 (中山間地域直接支払)		12	13	上記の市町村のうち、宇都宮市、 さくら市、益子町、足利市を除く
交付市町村数 ②		11	12	○印の市町村
②/①		85%	80%	

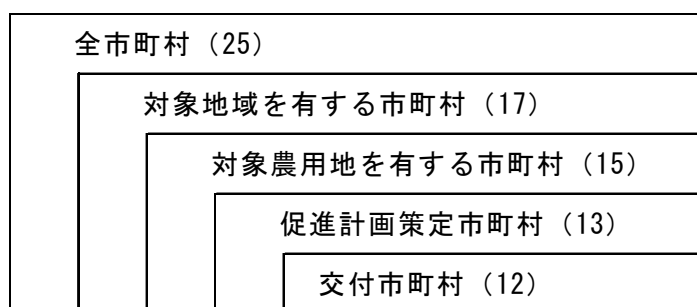


図1 交付市町村数の内訳

3 協定数

集落協定（130 協定）と個別協定（4 協定）を合計した協定数は 134 協定で、前年度と比較して、協定数が 83 協定減少した。

その内訳は、協定の廃止による減が 31 協定、協定の事務広域化による統合による減が 53 協定（市貝町、塩谷町、那珂川町の 3 町で事務広域化）、市貝町の事業開始に伴う増が 1 協定である。

表 2 協定数の推移

	第1期対策		第2期対策		第3期対策		第4期対策		第5期対策	R1→R2
	H12 (2000)	H16 (2004)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H26 (2014)	H27 (2015)	R1 (2019)	R2 (2020)	
集落協定数	88	236	220	227	216	225	208	211	130	-81
個別協定数	3	4	3	4	7	7	6	6	4	-2
合計	91	240	223	231	223	232	214	217	134	

※1 集落協定とは、直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

※2 個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

4 交付面積

交付面積は前年度と比較して 129ha 減少し、2,060ha であった。

表 3 交付面積の推移

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期	R1→R2
	H12 (2000)	H16 (2004)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H26 (2014)	H27 (2015)	R1 (2019)	R2 (2020)	
法指定地域	472	1,770	1,818	1,885	1,957	1,994	1,860	1,876	1,730	-146
県特認地域	48	152	182	195	218	220	237	313	331	+ 18
合計	520	1,922	2,000	2,079	2,175	2,214	2,097	2,189	2,060	-129

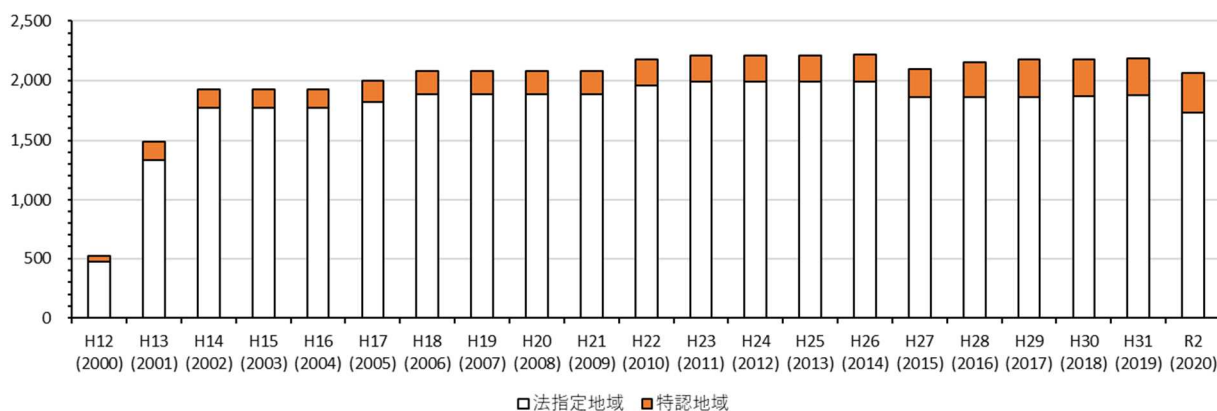


図 3 交付面積の推移

表4 市町別交付面積

管内	市町名	交付対象面積	協定締結面積	集落協定 協定締結面積	個別協定 協定締結面積
上都賀	鹿沼市	431,781	431,781		431,781
	日光市	1,424,432	1,424,432	1,279,971	144,461
芳賀	茂木町	7,451,110	7,451,110	7,451,110	
	市貝町	289,534	289,534	289,534	
塩谷 南那須	矢板市	1,589,171	1,589,171	1,346,826	242,345
	那須烏山市	108,839	108,839	108,839	
	塩谷町	1,071,149	1,071,149	1,071,149	
	那珂川町	3,167,394	3,167,394	3,167,394	
那須	大田原市	1,634,114	1,634,114	1,634,114	
	那須塩原市	161,616	161,616	161,616	
	那須町	3,220,902	3,220,902	3,220,902	
安足	佐野市	54,557	56,899	56,899	
		20,604,599	20,606,941	19,788,354	818,587

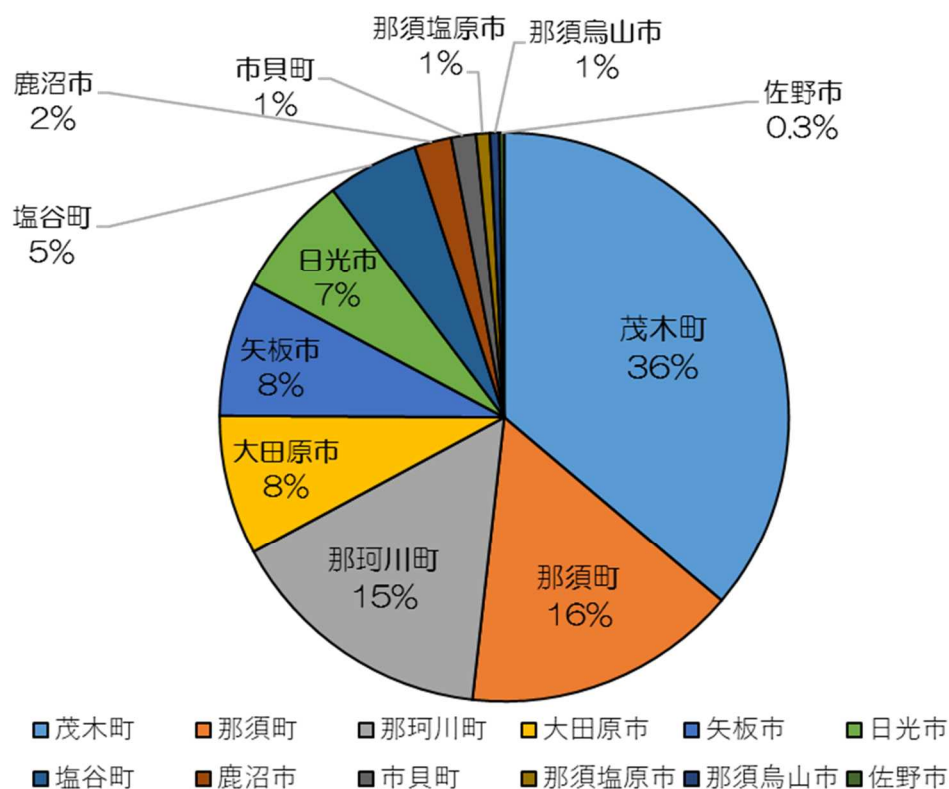


図4 市町別交付面積の県全体に占める割合 (%)

5 交付金額

交付金額の総額は、235,372千円で、このうち、茂木町の交付額は県全体の30.9%を占め、那須町18.9%、那珂川町18.2%が続く。

表5 交付金額の推移

	第1期対策		第2期対策		第3期対策		第4期対策					第5期対策
	H12 (2000)	H16 (2004)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)
交付金額	83,849	222,507	219,274	225,089	233,004	238,383	227,619	234,614	236,729	236,877	237,853	235,372

表6 市町別交付金の内訳

管内	市町名	H31 (2019)	R2 (2020)	増減	増減の理由
上都賀	鹿沼市	2,943	2,862	△ 80	第5期対策開始時の協定農用地の見直し
	日光市	26,001	16,898	△ 9103	第5期対策開始時の協定農用地の見直し、高齢化による取組減
芳賀	茂木町	80,312	72,792	△ 7520	対象農用地の見直し、高齢化による取組減
	市貝町		2,939	2939	第5期知事特認による新規取組開始
塩谷 南那須	矢板市	14,402	14,181	△ 221	第5期対策開始時の協定農用地の見直し
	那須烏山市	1,165	1,477	312	第5期対策開始時の協定農用地の見直し
	塩谷町	1,886	10,983	9097	協定農用地の拡大、広域化加算へ取組み
	那珂川町	30,925	42,742	11817	各種加算措置への取組み（指定棚田地域等）
那須	大田原市	31,728	23,368	△ 8360	第5期対策開始時の協定農用地の見直し、高齢化による取組減
	那須塩原市	1,647	1,647	0	
	那須町	45,829	44,520	△ 1309	第5期対策開始時の協定農用地の見直し、高齢化による取組減
安足	佐野市	1,014	961	△ 53	第5期対策開始時の協定農用地の見直し
県計		237,852	235,372	△ 2481	

※ 四捨五入の関係により合計値と内訳が一致しない場合がある。

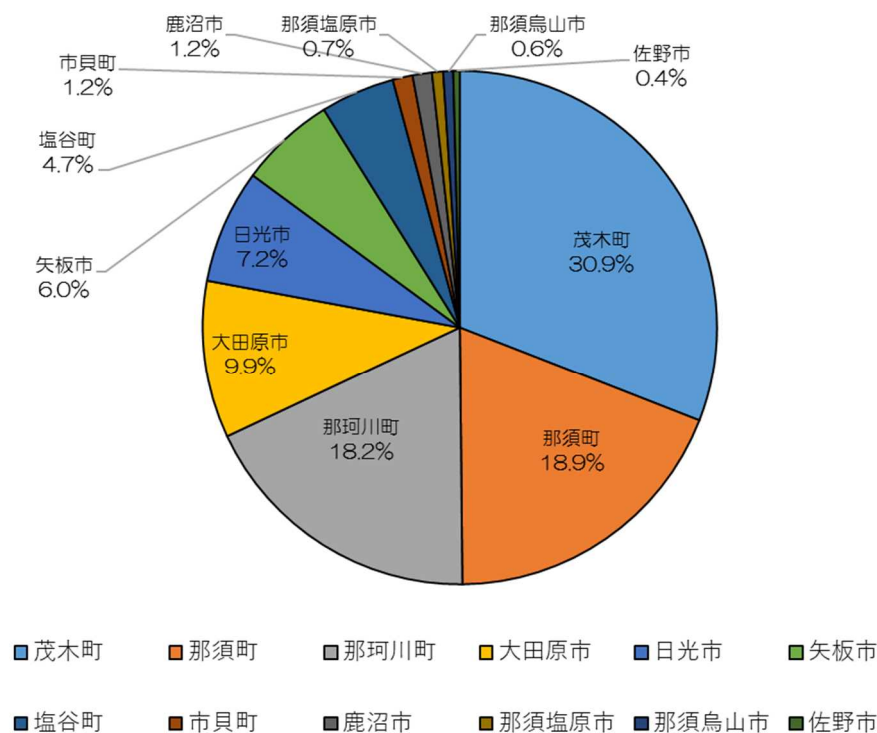


図5 市町別交付金額の県全体に占める割合 (%)

6 集落協定の概要

1 集落協定当たりの協定締結面積は 15.2ha、交付金額は 1,775 千円。参加者 1 人当たり交付金額は 76 千円となっている。

協定員の年齢構成は、65～69 歳の年齢層が最も多く、60 歳以上の構成員で約 8 割を占めているなど、高齢化している。

表 7 集落協定の概要

事務所名	市町名	1 協定当たりの平均			協定1人当りの交付金額 (千円)	集落協定数
		協定参加者数 (人)	協定締結面積 (ha)	交付金額 (千円)		
上都賀	日光市	19	14.2	1,781	93	9
芳 賀	茂木町	23	11.6	1,137	50	64
	市貝町	73	29.0	2,939	40	1
塩 谷 南那須	矢板市	14	19.2	1,898	136	7
	那須烏山市	17	5.4	739	45	2
	塩谷町	182	107.1	10,983	60	1
	那珂川町	493	316.7	42,742	87	1
那 須	大田原市	12	12.6	1,798	153	13
	那須塩原市	8	3.2	329	39	5
	那須町	13	13.4	1,855	139	24
安 足	佐野市	8	1.9	320	40	3
	県平均	23	15.2	1,775	76	

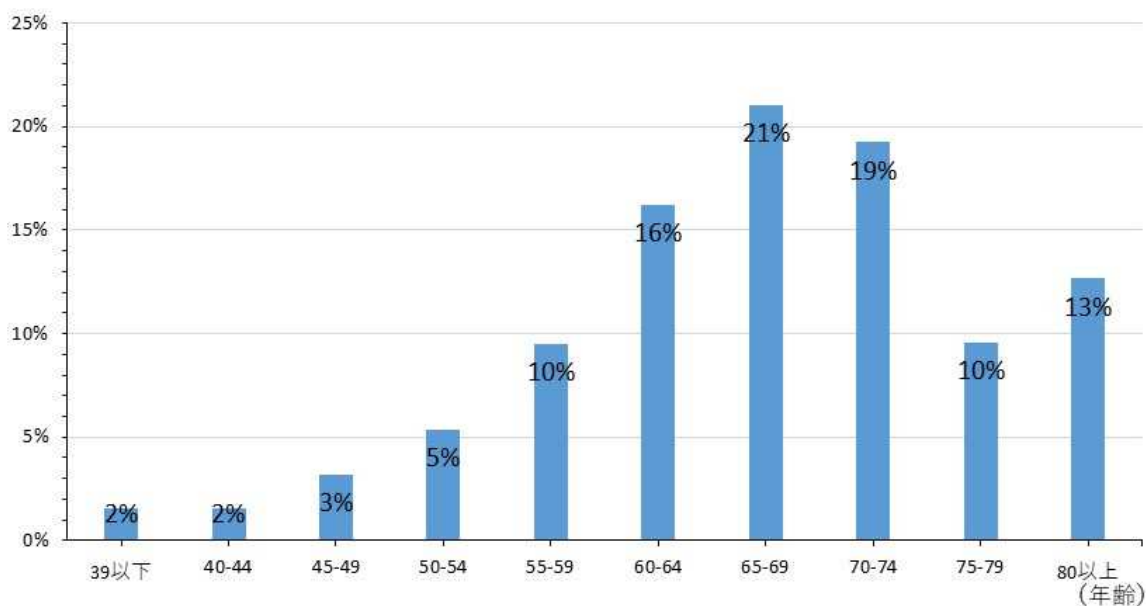


図 6 集落協定参加者の年齢構成 (%)

7 集落協定の基本的事項の実施状況

(1) 農業生産活動等の実施状況

事業上必須の取組事項である農業生産活動等については、「水路、農道の管理」を全集落で取り組み、「柵、ネットの設置等の鳥獣被害防止」が52%、「農地法面の管理」が44%の協定で取り組まれた。

表8 農業生産活動等の実施状況

管内	市町名	全協定数	賃借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の保全管理	農地の法面管理	柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	簡易な基盤整備	水路、農道の管理
上都賀	日光市	9			9		3	9
芳賀	茂木町	64			1	64		64
	市貝町	1	1		1			1
塩谷南那須	矢板市	7		1	7	2		7
	那須烏山市	2						2
	塩谷町	1						1
	那珂川町	1			1			1
那須	大田原市	13	4		9			13
	那須塩原市	5	5		2			5
	那須町	24	4		24	1		24
安足	佐野市	3			3			3
合計		130	14	1	57	67	3	130
割合			11%	1%	44%	52%	2%	100%

(2) 多面的機能を増進する活動の実施状況

選択的必須事項の多面的機能を増進する活動については、「周辺林地の下草刈り」が97%の集落で、「景観作物の作付け」が7%の集落で実施された。

表9 多面的機能を増進する活動の実施状況

管内	市町名	協定数	①周辺林地の下草刈		③棚田オーナー制度		⑥景観作物の作付け	⑦魚類・昆虫類の保護	⑯その他活動
			選択数	下草刈の面積 (㎡)	選択数	棚田オーナー制度対象面積 (㎡)			
上都賀	日光市	9	9	26,210					
芳賀	茂木町	64	64	34,665	2	6,213	2	6	
	市貝町	1	1	10,000					
塩谷南那須	矢板市	7	7	12,425					1
	那須烏山市	2	2	2,900					
	塩谷町	1	1	21,910					
	那珂川町	1	1	1,545					
那須	大田原市	13	13	26,632					
	那須塩原市	5	5	2,350					
	那須町	24	20	8,200			3	1	
安足	佐野市	3	3	2,500					
合計		130	126	149,337	2	6,213	2	9	2
割合			97%		2%		7%	2%	1%

8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施状況（体制整備単価協定）

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、第5期対策から「集落戦略の作成」に1本化された。集落戦略は、集落全体の将来像（対策期間が終了する6～10年後を想定）を明らかにするために、毎年度協定参加者で話し合いを行い、中間年（令和4年度）までを目途に作成を終了する必要がある。

県内では、130の集落協定のうち、120の集落(92%)が体制整備単価を選択している。

表10 体制整備単価の選択率

管内	市町名	合計	10割単価協定数	8割単価協定数	体制整備選択率
上都賀	日光市	9	6	3	66.7
芳賀	茂木町	64	64	0	100.0
	市貝町	1	1	0	100.0
塩谷 南那須	矢板市	7	7	0	100.0
	那須烏山市	2	2	0	100.0
	塩谷町	1	1	0	100.0
	那珂川町	1	1	0	100.0
那須	大田原市	13	6	7	46.2
	那須塩原市	5	5	0	100.0
	那須町	24	24	0	100.0
安足	佐野市	3	3	0	100.0
合計		130	120	10	92.3

9 加算措置の取組

令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」では、那珂川町が指定棚田地域に指定されており（令和2年7月10日指定）、3地域（大山田、馬頭、大内）で「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受け、棚田地域振興活動加算を受けている（令和2年8月31日認定）。

また、那珂川町では、加算措置を全て活用し、農薬散布用ドローンの講習会や先進地の視察研修、小規模な土地改良事業や共同利用機械導入事業等の活動を展開している。

その他、塩谷町で「集落協定広域化加算」、大田原市で「超急傾斜農地保全管理加算」の取組がなされた。

表11 加算措置の取組状況

管内	市町名	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算			集落協定広域化加算		集落機能強化加算			生産性向上加算		
		協定数	面積	協定数	面積 (㎡)	取組内容	協定数	面積 (㎡)	協定数	面積 (㎡)	取組内容	協定数	面積 (㎡)	取組内容
塩谷 南那須	塩谷町						1	1,071,149						
	那珂川町	1	434,666				1	3,167,394	1	2,732,728	都市住民との共同活動	1	2,732,728	農薬散布用ドローンの運用
那須	大田原市			2	105,978	農地保全と販売促進								

